「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の支給要件を緩和

自社の従業員の利用が1人以上いること が助成要件になります

「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」は、従業員のお子さんを 預かる保育施設の設置、運営などの費用を助成する制度です。

厚生労働省では、助成金をより利用しやすくするため、平成26年1月1日から支給要件を緩和しました。

平成26年1月1日からの変更点

<運営費の支給要件>

- ■利用者は、自社または他社の従業員であって雇用保険被保険者であること
- 1カ月の施設開設日のうち、自社の従業員(雇用保険被保険者)が1人以上利用している日数が半数以上あること
- ■雇用保険被保険者以外の利用が、施設定員の半数以下であること

[平成24年10月31日以後に認定申請を行い、認定を受けた事業主・事業主団体などには上記要件に加えて適用]

■ 1日に保育する乳幼児の平均数が、施設定員の60%以上 (中小企業は30%以上)

【平成24年10月31日以降に認定申請を行い、認定を受けた事業主などの場合】 平成25年12月31日までの運営費の支給要件は、次のとおりです。

- ■利用者:原則として自社の従業員(雇用保険被保険者)
- ■自社以外の利用者:自社の従業員(雇用保険被保険者)の利用者数以下
- ■1日の保育乳幼児の平均数:施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)

詳細は、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ(両立支援助成金)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba kosodate/ryouritsu01/index.html

トップページ > 分野別の政策 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内 > 両立支援助成金

